

目 次

告示

○平成23年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の実施について…………… 1

告 示

北海道教育委員会告示第46号

平成23年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査を次の要領により行う。

平成22年 5月14日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

別記

平成23年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査実施要領

北海道教育委員会
札幌市教育委員会

受付期間 持参 平成22年 5月24日 (月) から同年 6月 4日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。)

郵送 平成22年 5月24日 (月) から同年 6月 3日 (木) まで (同日消印のものまで有効)

第1次検査 平成22年 7月 4日 (日)

第2次検査 平成22年 9月 4日 (土) 及び同月 5日 (日)

受検地及び受検区分によって出願書類の提出先が異なりますので、御注意ください。

第2次検査は、第1次検査に合格した者及び第1次検査を免除された者に対して、実施します。

1 目的

この検査は、平成23年度北海道・札幌市公立学校教員の採用候補者を選考するために行うものです。

2 受検資格

(1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の規定により、次のいずれかに該当する者は、受検できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

エ 公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) ア又はイに掲げる要件を満たすことが必要です。

ア 一般選考 (地域枠、一般選考の特例を含む。)

区分	要件	生年月日	所有教育職員免許状等 (平成23年 3月31日までの取得見込みを含む。)	
小学校教諭		昭和46年 4月 2日 以降に生まれた者	小学校教諭の普通免許状	<一般選考 (地域枠)> 「3 受検区分の(2) 一般選考 (地域枠)」参照
中学校教諭			受検教科の中学校教諭の普通免許状	
高等学校教諭		昭和36年 4月 2日 以降に生まれた者	受検教科の高等学校教諭の普通免許状	<一般選考の特例> 「3 受検区分の(3) 一般選考 (高等学校)の特例」参照
特別	小学部		小学校教諭及び特別支援学校 (盲学校、聾学校又は養護学校) 教諭の普通免許状	
	中学部	昭和46年 4月 2日 以降に生まれた者	受検教科の中学校教諭及び特別支援学校 (盲学校、聾学校又は養護学校) 教諭の普通免許状	

支 援 校 教 諭	高等部		受検教科の高等学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭の普通免許状
	自立活動（肢体不自由）	昭和36年4月2日以降に生まれた者	特別支援学校（養護学校）自立活動教諭1種免許状（肢体不自由教育）
養 護 教 諭		昭和46年4月2日以降に生まれた者	養護教諭の普通免許状
栄 養 教 諭		昭和46年4月2日以降に生まれた者	栄養教諭の普通免許状

イ スポーツ・芸術特別選考、障害者特別選考及び社会人特別選考

選 考 区 分	受 検 資 格	備 考
スポーツ・芸術特別選考	一般選考と同様	養護教諭及び栄養教諭の区分はありません。
障害者特別選考	一般選考と同様	一般選考との併願はできません。
社会人特別選考	「3 受検区分の(4) 特別選考」参照	

- (注) 1 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。
 2 「教諭」には、上記1の常勤講師を含みます。
 3 上記ア又はイで使用する教育職員免許状に関する用語の定義は、次のとおりです。
 (1) 「特別支援学校（盲学校）教諭の普通免許状」とは、視覚障害者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。
 (2) 「特別支援学校（聾学校）教諭の普通免許状」とは、聴覚障害者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。
 (3) 「特別支援学校（養護学校）教諭の普通免許状」とは、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。
 4 次に掲げる者は、この検査を受けなければなりません。
 (1) 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた者で、次のいずれかに該当するもの
 ア 教員（教諭、養護教諭又は栄養教諭）以外の職にある者（実習助手、寄宿舎指導員、事務職員等）で、教員となることを希望するもの
 イ 養護教諭又は栄養教諭で、教諭となることを希望するもの
 ウ 教諭又は栄養教諭で、養護教諭となることを希望するもの
 エ 教諭又は養護教諭で、栄養教諭となることを希望するもの
 (2) 私立学校の教員又は道外の国公立学校の教員で、北海道又は札幌市の公立学校教員を希望するもの
 5 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた教員が、この検査を同じ職種で受検することはできません。

3 受検区分

(1) 一般選考

区 分	教 科 (科 目)	
小 学 校 教 諭		
中 学 校 教 諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	
高 等 学 校 教 諭	国語、地理歴史（地理・日本史・世界史）、公民（倫理・政治経済）、数学、理科（物理・化学・生物・地学）、音楽、保健体育、家庭、農業（作物・畜産・園芸・食品製造）、工業（機械・電気（電子を含む）・建築・土木）、商業、英語、看護、水産	
特別支援学校教諭	小 学 部	
	中 学 部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
	高 等 部	国語、地理歴史（地理・日本史・世界史）、公民（倫理・政治経済）、数学、理科（物理・化学・生物・地学）、音楽、美術、保健体育、家庭、農業（作物・園芸）、工業（機械・電気（電子を含む）・建築）、商業、英語

	自立活動 (肢体不自由)	
養護教諭		
栄養教諭		

- (注) 1 受検は、1種類の教科(科目)の選択とし、併願及び出願後の受検区分の変更は認めません。
- 2 北海道の小学校又は中学校の特別支援学級担当教諭としての採用を希望する者は、小学校教諭又は中学校教諭の受検区分で受検してください(願書の希望事項欄にその旨を記載してください)。
札幌市の小学校又は中学校の特別支援学級担当教諭としての採用を希望する者は、札幌市の特別支援学校教諭の小学部又は中学部の受検区分で受検してください。
- 3 高等学校教諭又は特別支援学校教諭の高等部を受検する者で、地理歴史、公民、理科、農業又は工業の教科を受検するものは、希望する科目を選択してください。
- 4 栄養教諭で受検を希望する者は、札幌市での採用はありませんので、採用希望区分「北海道」を選択してください。
- 5 次表の左欄の教科(科目)を受検する者で、それぞれ次表の右欄に掲げるいずれかの資格等を有するものは、申請(「4 出願の手続」(1)出願書類キ参照)により専門検査(I)(英語の場合は、実技検査を含む。)(「7 検査の方法及び内容」参照)の免除の措置を受けることができます。

中学校、高等学校及び特別支援学校の英語	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定(財団法人日本英語検定協会主催)1級又は準1級の合格者 ・ 国連英検(財団法人日本国際連合協会主催)特A級又はA級の合格者 ・ TOEFL(国際教育交換協議会主催)PBT550点(iBTの場合は、79点)以上取得者(平成20年7月5日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。) ・ TOEIC(財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)730点以上取得者(平成20年7月5日以降に公開テスト(国外で受検した場合は、公式認定証に「TOEIC Open Test」又は「TOEIC Open Testing」の記載があるもの)を受検した者に限る。)
高等学校及び特別支援学校の工業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者
高等学校及び特別支援学校の商業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士又は税理士の資格取得者 ・ 日商簿記検定1級(日本商工会議所主催)合格者又は全経簿記検定上級(全国経理教育協会主催)合格者 ・ 税理士試験の財務諸表論又は簿記論の科目合格者 ・ 情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者

(2) 一般選考(地域枠)

受検資格及び区分	昭和46年4月2日以降に生まれた者で、小学校教諭の普通免許状(平成23年3月31日までの取得見込みを含む。)を有し、日高、宗谷、根室管内のいずれかの管内に限りて勤務できるもの(採用後、4年間は、前記以外の管内で勤務をするものとする。)
選考方法	出願時に地域に根ざした教育に対する意欲・情熱や志望動機等について、レポートの提出を要件として、第一次検査における教養検査を免除するほかは、一般選考の受検者と同様に実施する。
募集人員	小学校教諭15名(日高、宗谷、根室管内 各5名)

- (注) 1 一般選考(地域枠)で受検を希望する者は、札幌市での採用はありませんので、採用希望区分「北海道」を選択してください。
- 2 一般選考との併願はできません。

(3) 一般選考(高等学校)の特例(募集人員 若干名)

昭和36年4月2日以降に生まれた現職の高等学校教諭で、国公立高等学校(北海道及び北海道内の市町村が設置する高等学校を除く。)又は私立高等学校における正規任用教員としての教職経験が、平成23年3月31日現在において、引き続き4年以上となるものは、申請により、一般選考の特例の区分による出願ができます。受検教科(科目)は、一般選考(高等学校)と同様です。

(4) 特別選考

ア スポーツ・芸術特別選考(募集人員 若干名)

志願者	次に掲げるスポーツや芸術等の分野において秀でた技能・実績を有する者は、申請により、特別選考の区分による出願ができます。ただし、同一人につき出願は3回を限度とします。 ・スポーツの分野において、国際的規模の競技会に日本代表として出場した者又は日本選手権大会その他これに準ずる全国的規模の大会において優秀な成績を収めた者 ・音楽、美術等の芸術の分野において、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な実績を収めた者又は全国レベルのコンクール、展覧会等で極めて優秀な実績を収めた者 ・その他上記に準ずる程度の顕著な活動経験又は技能を有する者で、その経験等が児童生徒への教育効果の面で特に期待できるもの
選考方法	申請のあった志願者について、出願書類により対象者を決定し、第1次検査を免除します。第2次検査は一般選考の受検者と同様に実施しますが、技能・実績の内容に密接に関連する実技検査については免除します。
受検資格及び区分	一般選考と同様です。ただし、養護教諭及び栄養教諭の区分はありません。
その他	スポーツ・芸術特別選考の志願者のうち、スポーツ・芸術特別選考の対象者とならなかったものは、一般選考又は一般選考（高等学校）の特例で受検することができます。

イ 障害者特別選考（募集人員 若干名）

志願者	身体障害者手帳（1級から6級まで）の交付を受けている者で、自力による通勤ができ、介護者なしに教員としての職務の遂行が可能なものは、申請により、障害者特別選考の区分による出願ができます。
選考方法	第1次検査及び第2次検査は一般選考の受検者と同様に実施しますが、申出により、障害の種類や程度に応じた配慮をするとともに、必要に応じて適性検査及び実技検査の一部又はすべてを免除します。
受検資格及び区分	一般選考と同様です（一般選考との併願はできません。）。
その他	点字、拡大文字、手話通訳等による受検を希望する者は、願書の「障がい者に係る配慮希望事項」欄に記入するとともに、身体障害者手帳の写しを出願時に提出してください。

ウ 特別免許状の取得を前提とした社会人特別選考（募集人員 若干名）

志願者	高等学校（工業、商業、英語、看護、水産）又は特別支援学校自立活動（視覚障害教育、肢体不自由教育）の教育職員免許状を有しない者で、教科に関する専門的知識や技能（資格）を有するものは、申請により、社会人特別選考の区分による出願ができます。
選考方法	申請のあった志願者について、証明機関の発行する資格（技能）証明書及び実務経験に係る職歴証明書等により受検資格を確認し、第1次検査の専門検査（英語の場合は、実技検査を含む。）を免除します。登録後は、北海道教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状を取得することが必要です。
受検資格及び区分	次のすべての条件に該当する者が出願できます（一般選考との併願はできません）。 1 昭和36年4月2日以降に生まれた者 2 高等学校の募集する教科又は特別支援学校自立活動に関する専門的知識や技能（資格）を有する者（※参照） 3 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者 4 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者
その他	特別免許状の授与は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様性への対応や活性化を図ることを目的としています。この免許状は、北海道教育委員会が授与するものであり、北海道においてのみ効力を有します。

※ 高等学校の募集する教科又は特別支援学校自立活動に関する専門的知識や技能・資格等

募集教科	募集する教科に関する専門的知識や技能・資格等
高等学校	工業の教諭普通免許状を有しない者で、次のいずれかの条件に該当するもの 1 1級建築士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が5年以上 2 技術士（機械部門、電気・電子部門、化学部門、建設部門）の資格を所有し、

(工 業)	かつ、資格取得後の実務経験が5年以上 3 技術士補(機械部門、電気・電子部門、化学部門、建設部門)の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が10年以上
高等学校 (商 業)	商業の教諭普通免許状を有しない者で、実務の指導的な立場にあり、かつ、次のいずれかの条件に該当するもの 1 流通ビジネス分野 (1) 金融機関等における金融業務、証券業務又は外国為替業務の実務経験が15年以上 (2) 商品開発、マーケティング又はイベントの企画・立案の実務経験が15年以上 2 国際経済分野 (1) 国内外における外国語を用いて行う商取引業務の実務経験が15年以上 (2) 企業等における法律業務の実務経験が15年以上 3 簿記会計分野 (1) 公認会計士又は税理士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が5年以上 (2) 会計業務の実務経験が15年以上 4 経営情報分野 (1) 情報処理技術者試験(基本情報技術者及び初級システムアドミニストレータを除く。)に合格し、かつ、合格後の実務経験が5年以上 (2) コンピュータ業務の実務経験が15年以上
高等学校 (英 語)	英語の教諭普通免許状を有しない者で、通訳検定(株式会社日本通訳協会主催)2級の資格を所有し、かつ、通訳士として5年以上業務に従事したもの
高等学校 (看 護)	看護の教諭普通免許状を有しない者で、看護師免許証を所有し、かつ、看護師、保健師又は助産師として5年以上業務に従事したもの
高等学校 (水 産)	水産の教諭普通免許状を有しない者で、次のいずれかの条件に該当するもの 1 1級船用機関整備士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が5年以上 2 4級海技士(航海)又は4級海技士(機関)の免許を所有し、かつ、免許取得後の実務経験が15年以上 3 北海道漁業士(青年漁業士又は指導漁業士)の資格を所有し、かつ、実務経験が15年以上 4 水産、商船又は工業(電気通信)の学位を取得し、かつ、学位取得後の関連実務経験が15年以上 5 漁協、水産加工会社、水産試験所等の勤務者で、上記1から4までと同等程度の技能等を有し、かつ、実務経験が15年以上
特別支援 学校自立 活 動 (視覚障 害教育)	特別支援学校自立活動(視覚障害教育)の教諭普通免許状を有しない者で、視覚障害生活訓練等指導者養成課程(1年前期課程)を修了し、又は視能訓練士資格を所有し、かつ、実務経験が5年以上のもの
特別支援 学校自立 活 動 (肢体不 自由教育)	特別支援学校自立活動(肢体不自由教育)の教諭普通免許状を有しない者で、理学療法士又は作業療法士の資格を所有し、かつ、実務経験が5年以上のもの

(5) 第1次検査の免除

平成23年度教員採用候補者選考検査の第1次検査を免除する旨北海道教育委員会又は札幌市教育委員会から通知があった者(以下「第1次検査免除者」という。)は、同一の受検区分、受検教科・科目及び採用希望区分で受検する場合に限り、第1次検査の免除の措置を受けることができます。

4 出願の手続

(1) 出願書類

ア 願書(電算入力用を含む。)

願書に付いているはがきに必要事項を記入し、50円切手をはってください。

イ 結果通知用封筒

必要事項を記入し、90円切手をはってください。

ウ 自己推薦書

志願者は、添付の「自己推薦書」を提出してください(社会人特別選考の志願者は、「自己推薦書(社会人特別選考志願者用)」を北海道教育委員会のホームページからダウンロードして記入の上、提出してください。)

ボランティア活動については、青年海外協力隊等における活動等も記入してください。

エ 第1次検査免除者は、平成22年度（平成21年度実施）教員採用候補者選考検査の結果通知書の写しを添付してください。

なお、第1次検査免除者で、第2次検査における英語の実技検査の免除を希望する者は、該当実施団体の発行する資格証明書（開封無効）又は資格を証明できる書類の原本を提出してください（原本は、第2次検査の際に返却します）。

オ 一般選考（地域枠）の志願者は、地域に根ざした教育に対する意欲・情熱や志望動機等について、レポートを出願時に提出してください。

なお、レポートの課題、字数及び様式については、北海道教育委員会のホームページからダウンロードしてください。

カ 一般選考（高等学校）の特例の志願者は、職歴証明書の様式を北海道教育委員会のホームページからダウンロードし、現在勤務している学校の証明を得て、出願時に提出してください。

キ 専門検査（Ⅰ）（英語の場合は、実技検査を含む。）の免除を希望する者は、該当実施団体の発行する資格証明書（開封無効）又は資格を証明できる書類の写しを提出してください（写しの場合は、第1次検査の会場に当該資料の原本を持参し係員の確認を受けてください）。

ク スポーツ・芸術特別選考の志願者は、上記ウの「自己推薦書」に顕著な技能・実績等の概要及び現在の活動状況を記入し、新聞記事、表彰状等の証明になる資料の写しを添付してください（スポーツ・芸術特別選考対象者として決定され、第1次検査を免除された者は、第2次検査の会場に当該資料の原本を持参し係員の確認を受けてください）。

ケ 障害者特別選考の志願者は、身体障害者手帳の写しを提出してください。

コ 社会人特別選考の志願者は、社会人・実務経験者・専門家としての実務経験内容や期間及び免許取得状況を上記アの「願書」裏面の「職歴欄」及びウの「自己推薦書（社会人特別選考志願者用）」に記入し、(ア)証明機関の発行する資格（技能）証明書（開封無効）又は資格（技能）を証明できる書類の写し（写しの場合は、第1次検査の会場に当該資料の原本を持参し係員の確認を受けてください。）及び(イ)実務経験に係る職歴証明書を出願時に提出願います。

(2) 出願書類の受付期間

提出方法	受 付 期 間	備 考
持参する場合	平成22年5月24日（月）から6月4日（金）まで	9時から17時まで（土曜日及び日曜日は除く。）
郵送する場合	平成22年6月3日（木）消印のものまで有効	「簡易書留」扱いとってください。

(注) 1 不備のある出願書類や受付期間終了後に提出された出願書類は受け付けません。

また、受理した書類は返却しません。

2 出願書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

(3) 出願書類の提出先

ア 一般選考の志願者（一般選考（高等学校）の特例の志願者を含む。）

書類は、第1次検査の第1希望の受検地に提出してください。

第1次検査希望受検地	受 検 区 分	願書提出先	住 所 等
札幌	中学校（社会、保健体育、家庭）、高等学校、特別支援学校、栄養教諭	北海道教育庁 総務政策局 教職員課	〒060-8544 札幌市中央区北3条西 7丁目道庁別館7階 TEL 011-231-4111 (内線35-218)
	小学校、養護教諭	北海道教育庁 石狩教育局	〒060-8549 札幌市中央区北3条西 7丁目道庁別館6階 TEL 011-231-4111 (内線34-519)

	中学校（社会、保健体育、家庭を除く。）	札幌市教育委員会 学校教育部 教職員課	〒060-0002 札幌市中央区北2条西 2丁目STV北2条ビ ル3階 TEL 011-211-3853
函 館	小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校、養護教諭、 栄養教諭	北海道教育庁 渡島教育局	〒041-8557 函館市美原4丁目6-16 TEL 0138-47-9580
岩見沢		北海道教育庁 空知教育局	〒068-8550 岩見沢市8条西5丁目 TEL 0126-20-0133
旭 川		北海道教育庁 上川教育局	〒079-8612 旭川市永山6条19丁目 TEL 0166-46-4945
釧 路		北海道教育庁 釧路教育局	〒085-0835 釧路市浦見2丁目1-1 TEL 0154-43-9273

（注）第1次検査希望受検地及び受検区分に応じて出願書類の提出先が異なるので注意してください。

イ スポーツ・芸術特別選考の志願者及び第1次検査免除者

書類は、採用希望区分に応じて次の場所に提出してください。ただし、受検区分が高等学校及び特別支援学校自立活動（肢体不自由）の場合は、北海道教育庁総務政策局教職員課へ提出してください。

採用希望区分が北海道の者	北海道教育庁総務政策局教職員課 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階	採用希望区分が札幌市の者	札幌市教育委員会学校教育部教職員課 〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル3階
--------------	---	--------------	---

（注）スポーツ・芸術特別選考の志願者は、スポーツ・芸術特別選考対象者とならない場合もありますので、一般選考を志願する場合と同様に、願書等の出願書類にすべてを記入してください。

ウ 一般選考（地域枠）、障害者特別選考及び社会人特別選考の志願者

書類は、採用希望区分にかかわらず、次の場所に提出してください。

北海道教育庁総務政策局教職員課	〒060-8544	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階
-----------------	-----------	-------------------------

(4) 受検票の交付等

第1次検査受検票は、平成22年6月28日（月）までに到着するよう交付します。同日までに到着しない場合は、願書の提出先に問い合わせてください。

なお、第1次検査受検票は次の通知を兼ねます。

ア 一般選考（地域枠）志願者については、教養検査免除の確認結果通知を兼ねます。

イ スポーツ・芸術特別選考志願者については、特別選考の書類選考結果通知を兼ねます。

ウ 第1次検査免除者については、当該免除の確認結果通知を兼ねます。

(5) その他

身体に障がいがある方については、障害者特別選考の志願者に限らず、点字や拡大文字受検、手話によるコミュニケーションなど、障害に応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めております。

検査会場において配慮を必要とする方は、出願時に願書の「障がい者に係る配慮希望事項」欄に記入するとともに、願書の提出先に連絡してください。

5 検査期日及び日程

(1) 第1次検査 平成22年7月4日（日）

ア 一般選考

9:40～10:00	受付（入室）	一般選考の受検者及び障害者特別選考の受検者（スポーツ・芸術特別選考対象者及び第1次検査免除者を除く。）
10:10～10:20	検査上の注意・連絡	
10:30～11:30	教養検査（一般・教職）	
11:30～12:50	休憩	
13:00～14:40	教科又は養護等に関する専門検査（I）	

15:00～15:40	教科又は養護等に関する専門検査(Ⅱ)	上記受検者のうち、区分が特別支援学校の受検者
-------------	--------------------	------------------------

イ 一般選考 (地域枠)

12:20～12:40	受付 (入室)	一般選考 (地域枠) の受検者
12:40～12:50	検査上の注意・連絡	
13:00～14:40	教科又は養護等に関する専門検査(Ⅰ)	

ウ 一般選考 (高等学校) の特例

9:40～10:00	受付 (入室)	一般選考 (高等学校) の特例受検者 (第1次検査免除者を除く。)
10:10～10:20	検査上の注意・連絡	
10:30～12:30	教科に関する専門検査(Ⅲ)	

エ 社会人特別選考

9:40～10:00	受付 (入室)	社会人特別選考の受検者 (第1次検査免除者を除く。)
10:10～10:20	検査上の注意・連絡	
10:30～11:30	教養検査 (一般・教職)	

(2) 第2次検査 (一般選考 (地域枠)、一般選考 (高等学校) の特例及び社会人特別選考の志願者も同様)

ア 平成22年 9月 4日 (土)

8:30～ 8:50	受付 (入室)	第1次検査に合格した者及びスポーツ・芸術特別選考対象者及び第1次検査免除者
8:50～ 9:10	検査上の注意・連絡	
9:10～10:00	適性検査(Ⅰ)	
10:20～10:50	適性検査(Ⅱ)	
11:10～12:10	論文検査	

イ 平成22年 9月 4日 (土) ・ 9月 5日 (日)

4日 13:00～	面接検査・実技検査	受検者別に指定する日時
5日 9:00～	面接検査・実技検査	

6 検査会場

(1) 第1次検査会場

受検地	受 検 区 分	検査会場及び住所
札 幌	小学校、一般選考 (地域枠) 受検者	北海道札幌東高等学校 札幌市白石区菊水9条3丁目 (地下鉄東西線菊水駅1.0km)
	中学校 (社会、保健体育、家庭を除く。)	北海道札幌平岸高等学校 札幌市豊平区平岸5条18丁目 (地下鉄南北線澄川駅1.0km)
	中学校 (社会、保健体育、家庭) 高等学校 (理科、家庭、工業)	北海道札幌琴似工業高等学校 札幌市西区発寒13条11丁目3-1 (J R 発寒駅1.6km)
	高等学校 (国語、地理歴史、公民、数学、商業、看護、水産)	北海道札幌工業高等学校 札幌市北区北20条西13丁目 (J R 札幌駅3.0km)
	高等学校 (音楽、保健体育、農業、英語)、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭、一般選考 (高等学校) の特例受検者、障害者特別選考受検者、社会人特別選考受検者	北海道札幌北高等学校 札幌市北区北25条西11丁目 (地下鉄南北線北24条駅0.9km)
函 館	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭、一般選考 (地域枠) 受検者、	北海道函館中部高等学校 函館市時任町11-3 (J R 函館駅2.3km)
岩見沢	一般選考 (高等学校) の特例受検者、社会人特別選考受検者	北海道岩見沢農業高等学校 岩見沢市並木町1-5 (J R 岩見沢駅1.5km)
旭 川		北海道旭川工業高等学校 旭川市緑が丘東4条1丁目1-1 (J R 旭川駅5.6km)

釧路	北海道釧路工業高等学校 釧路市鶴ヶ岱3丁目5-1 (J R 釧路駅3.8km)
----	---

(注) 第1次検査の志願の状況によっては、受検地及び検査会場を変更する場合がありますので、願書に受検地の第2希望地から第4希望地までを記入してください。第2希望地等に変更した場合は、受検票でお知らせしますので注意してください。

(2) 第2次検査会場（予定）

採用希望・受検区分	検査会場及び住所
北海道採用を希望する小学校、中学校国語及び高等学校国語受検者及び一般選考（地域枠）受検者	北海道札幌月寒高等学校 札幌市豊平区月寒1条3丁目1-1 (地下鉄東豊線月寒中央駅0.5km)
北海道採用を希望する小学校及び高等学校数学受検者	北海道函館中部高等学校 函館市時任町11-3 (J R 函館駅2.3km)
北海道採用を希望する小学校及び高等学校商業受検者	北海道旭川東高等学校 旭川市6条通11丁目左 (J R 旭川駅1.5km)
北海道採用を希望する中学校（国語、保健体育、英語を除く。）受検者	北海道釧路湖陵高等学校 釧路市緑ヶ岡3丁目1-31 (J R 釧路駅4.0km)
高等学校（国語、数学、商業を除く。）、栄養教諭、北海道採用を希望する中学校保健体育の受検者並びにスポーツ・芸術特別選考対象者及び障害者特別選考受検者	北海道札幌北高等学校 札幌市北区北25条西11丁目 (地下鉄南北線北24条駅0.9km)
特別支援学校自立活動（肢体不自由）、北海道採用を希望する中学校英語及び特別支援学校（小学部・中学部・高等部）の受検者並びに養護教諭受検者	北海道岩見沢農業高等学校 岩見沢市並木町1-5 (J R 岩見沢駅1.5km)
札幌市採用を希望する受検者（スポーツ・芸術特別選考対象者及び障害者特別選考受検者を含む。）	北海道札幌平岸高等学校 札幌市豊平区平岸5条18丁目 (地下鉄南北線澄川駅1.0km)

(注) 1 社会人特別選考受検者及び第1次検査免除者の第2次検査会場は、上記の採用希望・受検区分による会場を予定しております。

また、一般選考（高等学校）の特例の受検者は、受検区分「高等学校」の検査会場での受検となります。

2 第2次検査会場は、第2次検査の受検者数により変更する場合があります。

3 第2次検査会場は、第2次検査受検票で検査会場を指定しますので、必ず送付された受検票を確認し誤りのないようにしてください。

7 検査の方法及び内容

区分	対象	内容	
教養検査（一般・教職）	一般 — 社会人	一般教養は自然科学、社会科学及び人文科学について、教職教養は学校教育関係の法規及び教育原理、教育心理、道徳教育等について、教員として必要な知識や理解をみる（マークシート式）。	
第1次検査	教科又は養護等に関する専門検査(I)	一般 (地域枠) —	受検する学校の種類、教科・科目等に応じた専門的知識及び教科指導法についての理解をみる。 特別支援学校教諭については、小学校、中学校、高等学校教科別及び自立活動（肢体不自由）の専門的知識や理解をみる（記述式）。 栄養教諭については、食の指導及び管理に関する専門的知識及び指導法について理解をみる（記述式）。
	教科又は養護等に関する専門検査(II)	一般 —	特別支援学校教諭について、特別支援教育の全般にわたる基礎的な知識や理解をみる（記述式）。
	教科に関する専門検査(III)	特例	一般選考（高等学校）の特例受検者について、高等学校教育にかかる専門的知識や理解をみる（指導案の作成）。
	適性検査(I)		

第2次検査	適性検査(Ⅱ)		
	論文検査		
	800字以内		
	面接検査	個別面接	(1) 一般面接 (2) 教育活動における具体的な場面設定による教員としての指導や対応
		集団面接	協議題に基づく討議及び各々2分間のスピーチ(討議のまとめ等)
	実技検査	小学校 特別支援学校 (小学部)	音楽 ピアノ演奏 (1) バイエルピアノ教則本72番から106番まで(ただし、86番及び87番を除く。)の曲の中から1曲を自由に選択して演奏する。 (2) 小学校歌唱共通教材の中から検査時に示された曲の主旋律に簡単な伴奏を付けて歌いながら演奏する。
			体育 水泳(25m-泳法はクロール、平泳ぎ及び背泳のうち1種類)、ボール運動(ジグザグドリブル)
	検査	保健体育 (中・高・特)	水泳(50m-泳法はクロール)、マット運動(倒立、前転、後転、側方倒立回転等の連続技)、球技(バレーボール-直上トス、バスケットボール-ドリブルシュート)
		音楽 (中・高・特)	ピアノ演奏(中学校の歌唱教材程度の曲を、検査時に示された調に移調し簡単な伴奏を付けて演奏する。) 視唱(16小節程度の旋律を初見視唱する。)
		英語 (中・高・特)	日常的な自由会話と英文を読んで内容について答える。

- (注) 1 第1次検査は、受検者全員(スポーツ・芸術特別選考対象者及び第1次検査免除者を除く。)に実施します。
- 2 一般選考(地域枠)の受検者については、「3受検区分(2)一般選考(地域枠)選考方法」欄におけるレポートの提出を要件として、教養検査を免除します。
- 3 一定の資格等を所有する者は、専門検査(I)(英語の場合は、実技検査を含む。)を免除します。
- 4 第2次検査は、第1次検査に合格した者、スポーツ・芸術特別選考対象者及び第1次検査免除者について実施します(ただし、スポーツ・芸術特別選考対象者及び社会人特別選考対象者(高校・英語)は、技能・実績(資格)等の内容に密接に関連する実技検査を免除します。免除する実技検査は、第2次検査受検票でお知らせします。)
- 5 指定日に健康上の理由で実技検査を受検できない者は、受付に申し出てください。
特に、医師から実技検査を禁止されている者は、医師の診断書を受付に提出してください。

8 当日の携行品及び留意事項

受検区分		持参するもの
第1次検査	受検者全員	第1次検査受検票、筆記用具(マークシート用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。)、三角定規、コンパス、上履き、靴袋
	中学校美術、特別支援学校(中学部・高等部)美術	Bから4Bまでの鉛筆数本
	中学校技術、特別支援学校(中学部)技術	定規
	高等学校農業(作物・畜産・園芸・食品製造)、特別支援学校(高等部)農業(作物・園芸)	電子式卓上計算機(電卓)(計算機能のみのものに限り。) (ポケットコンピュータ及び関数電卓は不可)
	高等学校工業(機械・電気(電子を含む。))・建築・土木、特別支援学校(高等部)工業(機械・電気(電子を含む。))・建築)	関数電子式卓上計算機(関数電卓)(プログラム機能を有しないものに限り。) (ポケットコンピュータは不可)

	高等学校商業、特別支援学校(高等部)商業	電子式卓上計算機（電卓）（計算機能のみのものに限る。）又はそろばん（ポケットコンピュータ及び関数電卓は不可）
	専門検査（Ⅰ）の免除を希望する者（出願時に資格証明書の写しを提出した者）	資格証明書の原本
	社会人特別選考の受検者	技能（資格）証明書の原本
第2次検査	受検者全員	第2次検査受検票、筆記用具（適性検査及び論文検査用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。）、上履き、靴袋、結果通知用封筒（必要事項を記入し、90円切手をはること。）
	小学校、特別支援学校（小学部）	演奏用の楽譜（バイエルピアノ教則本）
	小学校、特別支援学校（小学部）、保健体育（中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部））	運動着、運動靴、水泳着、水泳帽（運動着の右胸部及び水泳着の右腰部に受検番号を黒マジックで記入した縦10cm、横15cmの白布を縫い付けること。）、健康保険証、着衣をまとめるバッグ類（受検番号及び氏名を明記すること。）
	スポーツ・芸術特別選考対象者	新聞記事、表彰状等の証明資料の原本

- (注) 1 検査会場の敷地内は、禁煙です。
 2 ゴミは各自で持ち帰ってください。
 3 検査会場及びその周辺には、駐車場がありません。自家用車による受検は禁止しますので、公共交通機関（電車、バス等）を利用してください。
 4 携帯電話の検査時間中の使用を禁止します。
 5 不正が明らかになった場合は、その者の受検を中止します。

9 選考結果の通知等

(1) 選考結果の通知

- ア 第1次検査の結果は、平成22年8月27日（金）までに本人に通知します。
 イ 第2次検査の結果は、平成22年10月29日（金）までに採用候補者名簿に登録する者とし、しない者に区分して通知します。
 ウ 第1次検査の合格者及び採用候補者名簿に登録する者については、本人への結果通知時に北海道教育委員会及び札幌市教育委員会のホームページに、受検区分、教科(科目)ごとに受検番号を掲載します。
 エ 第1次（筆記）検査に合格し、登録にならなかった者で、一定水準の成績を取得したものは、平成24年度（平成23年度実施）の教員採用候補者選考検査で同一の受検区分、受検教科・科目及び採用希望区分で受検する場合に限り、第1次検査を免除しますので、第2次検査の結果通知の際に併せてお知らせします。

(2) 選考結果の開示請求

ア 北海道

第1次検査で不合格となった者及び第2次検査の結果で登録とならなかった者については、北海道個人情報保護条例第27条の規定により、結果通知書を発送した日から1か月間に限り、受検者本人が検査結果（第1次検査の結果については筆記検査の点数、第2次検査の結果については総合ランク（3段階））を開示請求することができます。

開示請求の詳細については、検査時にお知らせします。

イ 札幌市

札幌市個人情報保護条例第25条の規定により、第1次検査の筆記点数若しくは第2次検査の総合ランク（3段階）及び各検査の評価について、第1次若しくは第2次検査日の翌日から30日間、開示請求することができます。各検査の成績等については、結果通知と併せてお知らせします。

ただし、開示の対象となるのは、第1次検査で不合格となった者若しくは第2次検査で登録にならなかった者のみです。

開示請求の詳細については、検査時にお知らせします。

10 登録及び採用の方法

(1) 登録の方法

- ア 願書の採用希望区分により、北海道と札幌市に区分して採用候補者名簿に登録します。

ただし、高等学校及び特別支援学校自立活動については、北海道と札幌市が共同で登録します。

また、高等学校の一部の教科（科目）及び特別支援学校の中学部・高等部についての登録区分は、3の受検区分にかかわらず次のとおりとします。

なお、札幌市の特別支援学校の中学部・高等部については、「中・高等部」とします。

受検区分		受検教科（科目）	登録区分
高等学校教諭		地理歴史（地理・日本史・世界史）、公民（倫理・政治経済）	地理歴史公民
		理科（物理・化学・生物・地学）	理 科
		農業（作物・畜産・園芸・食品製造）	農 業
		工業（機械・電気（電子を含む。）・建築・土木）	工 業
特別支援学校教諭	中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	中 学 部
	高等部	国語、地理歴史（地理・日本史・世界史）、公民（倫理・政治経済）、数学、理科（物理・化学・生物・地学）、音楽、美術、保健体育、家庭、農業（作物・園芸）、工業（機械・電気（電子を含む。）・建築）、商業、英語	高 等 部

イ 登録は、北海道では「登録A」と「登録B」に分けて行いますが、札幌市ではその区分はありません。

(ア) 「登録A」は、平成23年4月1日で採用を予定する者の登録です。

(イ) 「登録B」は、平成23年4月1日以降の採用を予定する者の登録です。

ウ 採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成24年3月31日までです。

なお、北海道内にある教職大学院へ進学する場合は、本人の申出により登録期間を1年間延長することができます。

(2) 採用の方法

ア 採用は、北海道の場合、登録Aに登録された者、登録Bに登録された者の順で行います。

イ 学校種類ごとの採用数等に変動を生じたときは、所有免許状及び採用調整の有無により、登録した学校種類以外の学校又は教科・科目に採用する場合があります。

ウ 採用に当たっては、健康判定審査において「適」の判定を受けることが必要です。

エ 社会人特別選考受検者は、登録後に教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受けることが必要です。

オ 教員免許状所有者で、教員免許更新制の実施に伴う修了確認期限が平成23年3月31日とされている者は、確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に対して申請を行い、修了確認を受けることが必要です。

カ 採用候補者名簿登載期間中に次の事項に該当する場合は、名簿から削除します。

(ア) 平成23年3月31日までに受検教科の免許状を取得できない場合及び卒業延期になった場合

(イ) 正当な理由がなく勤務地を限定したり、採用調整を拒否した場合

(ウ) 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合

(エ) 受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、教員としてふさわしくない事実があった場合

11 お知らせ

(1) 一般選考に新たに「地域枠」を設けて、小学校教員を募集します。

本年度実施する教員採用候補者選考検査から、日高、宗谷、根室管内のいずれかの管内に限って小学校の教員として勤務できる者（採用後4年間は、前記以外の管内で勤務するものとする。）を募集することとします。

(2) 特別支援学校の受検資格が変わりました。

本年度実施する教員採用候補者選考検査から、特別支援学校志願者は、受検する各部に相当する学校・教科の普通免許状に加え、特別支援学校（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭の普通免許状の所有（取得見込みを含む。）が必要となります。

(3) 小学校の1次筆記専門検査出題内容に「外国語活動」を加えることとします。

本年度実施する教員採用候補者選考検査から、1次筆記（専門）検査の出題内容に「外国語活動」を加えることとします。

- (4) 1次及び第2次筆記検査方法、内容を変更します。

平成24年度（平成23年度実施）教員採用候補者選考検査から、1次筆記（専門）検査を「マークシート」により実施することとし、2次検査においても「論文検査」に代えて「教科等指導法」に係る記述式筆記検査を実施する予定としております。

問 い 合 わ せ 先	北海道（札幌市を除く。）に採用を希望する者	札幌市に採用を希望する者
	〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階 北海道教育庁総務政策局教職員課 TEL 011-231-4111 内線 35-217 35-218	〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 S T V北2条ビル3階 札幌市教育委員会学校教育部教職員課 TEL 011-211-3853

